

# 経 済 産 業 省

20201014保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年10月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020  
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改 正 後	改 正 前
<p><b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b></p> <p>制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p> <p>改正 <u>20201014保局第1号 令和 2年10月30日</u></p>	<p><b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b></p> <p>制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p>
<p><u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第82条関係</p> <p>第2項第3号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。</p> <p>なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</p> <p>[削る]</p> <p>別表関係</p> <p><u>（1）別表第1第7項第5号及び別表第3第4項第16号下欄中「書面」とは、移動式製造設備を所有する者等が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。</u></p> <p>① 移動式製造設備に装備する充填ホースが6m以内であること又は指定停車位置を、コールド・エバポレータの液化ガスの受入口から6m以内とすること。</p> <p>② 移動式製造設備を停車した際に、周囲を確認し、コールド・エバポレータとの間に障害となるものが存在しない等充填の際何らかの問題が発生した場合に液化ガスの供給が適切に停止できる位置関係であることを確認すること。</p> <p><u>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</u></p> <p><u>（3）別表第3下欄中「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当</u></p>	<p><u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第82条関係</p> <p><u>（1）第2項第3号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。</u></p> <p>なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</p> <p><u>（2）別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。</u></p> <p>別表関係</p> <p>別表第1（第35条第1項関係）の第7項第5号及び別表第3（第82条第3項関係）の第4項第16号下欄中の「書面」とは、移動式製造設備を所有する者等が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。</p> <p><u>（1）移動式製造設備に装備する充填ホースが6m以内であること又は指定停車位置を、コールド・エバポレータの液化ガスの受入口から6m以内とすること。</u></p> <p><u>（2）移動式製造設備を停車した際に、周囲を確認し、コールド・エバポレータとの間に障害となるものが存在しない等充填の際何らかの問題が発生した場合に液化ガスの供給が適切に停止できる位置関係であることを確認すること。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第87条関係

第2項及び第6項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

第89条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

別表関係

別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第37条関係

第2項第3号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

[削る]

第38条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

別表関係

(1) 別表第3第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第87条関係

第2項及び第5項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

第89条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第37条関係

(1) 第2項第3号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) 別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

第38条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]

配慮して行うこと。

(2) 別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

**(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について**

第1条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

**別表関係**

別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

**(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について**

第1条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]